

広労基発0824第 2号
平成 29年 8月 24日

一般財団法人 広島県集団検診協会長 殿

広島労働局労働基準部長

労働安全衛生法に基づく健康診断の適正な実施について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」といいます。）に基づく定期健康診断等の今後の取扱いについては、今般新たに平成29年8月4日付け基発0804第4号（以下「局長通達」といいます。）により示されたところであり、今後局長通達に基づいて適正に実施されるようお願いします（なお、健診項目の新たな取扱いについては、平成30年4月1日以降に実施する定期健康診断等から局長通達により実施されるようお願いします。）。

特に、健康診断項目の省略については局長通達の記の7(1)に示されたところですが、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であることに十分留意されるようお願いします。

また、精度管理については局長通達の記の7(2)に示されたところですが、健康診断が適正に行われ、その結果が有効に活用されるためには、健康診断の精度が担保されていることが重要です。「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第242号。以下「指針」といいます。）においては、健康増進事業実施者（労働安全衛生法の健康診断を実施する事業者が含まれます。）は、健診を実施する際には、指針に定める精度管理（内部精度管理及び外部精度管理）を行うよう努めることとされており、このうち外部精度管理については、健康増進事業実施者は、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、自ら実施する健診について必要な外部精度管理を実施するよう努めることとされています。さらに、指針においては、健康増進事業実施者は、健診の実施を委託する場合には、委託先が精度管理を適切に実施しているか等適切な管理を行うこととされています。

については、健康診断項目の省略に係る適切な取扱い及び的確な精度管理の実施について、定期健康診断の適切な実施を図るため、特段の配慮をお願いいたします。また、同様の趣旨を関係団体に要請していることを申し添えます。

なお、必要に応じて参考を御参照くださいますようお願いいたします。